FAX送信日:　　年　月　日

アスクルご登録のお客様専用
「家具・備品レンタルサービス」

見積り・提案ご依頼シート

お見積り・ご提案をご希望のお客様は、このシートに必要事項をご記入のうえ、FAXにてご送信ください。

送信先：コーユーレンティア株式会社 法人営業部　**FAX：03-6758-3511**

下欄の個人情報保護方針に同意のうえで見積相談を依頼します。

アスクルご登録情報（必須）※アスクルへのご利用登録がない場合、本サービスはご利用になれません。

貴社名	お問い合わせ番号

カタログ裏面ラベルに記載の８桁の番号

ご登録お電話番号	ご登録ＦＡＸ番号

納入先情報

納入先ご住所	ご担当者名
〒　－	

納入先お電話番号	ご連絡先ＦＡＸ番号

ご相談内容

お見積りをご希望の場合

物品名	数量	物品名	数量
事務机		応接セット（ご利用人数）	
OAチェア		エアコン	
書庫（90cm幅換算）		パソコン	
ロッカー（ご利用人数）		ビジネスフォン	
会議セット（ご利用人数）		カラーコピー複合機	

ご提案をご希望の場合

会議スペース	要・不要	パソコン	要・不要
応接スペース	要・不要	ビジネスフォン	要・不要
受付カウンター	要・不要	カラーコピー複合機	要・不要

共通

ご利用人数	名
ご利用開始時期と期間	
月　日頃から 月　日頃まで	
その他ご要望 家電製品や電話工事、ＬＡＮ工事、パソコン接続設定などのご要望もこちらへ	

※本サービスのご利用にあたっては、コーユーレンティア株式会社が属するコーユーグループの個人情報保護方針が適用されます。

〔コーユーグループ個人情報保護方針〕●1. 個人情報の保護に関する法令及びその他規範ならびに「情報管理規程」「個人情報保護規程」「パソコン利用規程」等の社内規程を遵守します。●2. 個人情報につきましては、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。①商品の販売・レンタル・配送及び関連するアフターサービス②新商品・サービスに関する情報のお知らせ③採用・人事労務管理に関わる諸手続●3. コーユーグループ各社で取得した個人情報は、業務処理のためグループ各社及び業務委託先で利用しますが、その利用は利用目的の範囲内で行います。また、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に開示・提供することはありません。●4. 個人情報の処理を外部へ委託する場合は、漏洩や再提供を行わないように、委託先との契約により義務づけ、適切に管理いたします。●5. 個人情報の正確性及び安全性を確保するため、個人情報を正確かつ最新の情報に保つよう努めるとともに、適切な安全対策を講じて、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止に努めます。●6. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等を本人から求められた場合は、適正に対応いたします。●7. 個人情報保護のための管理体制を確立し個人情報保護に取り組むとともに、継続的な改善に努めます。●個人情報相談窓口：コーユーグループの個人情報に関する取り扱いや、保有個人データに関するお問い合わせは、以下の相談窓口までご連絡ください。
コーユーホールディングス株式会社 総務人事部 TEL：03-3587-1811 FAX：03-3587-2695 受付時間：9:00～17:00 （土・日、祝日を除く）

＜ご注意＞ ●本サービスは、アスクル株式会社がご紹介し、コーユーレンティア株式会社が提供するサービスです。●お客様とコーユーレンティア株式会社との間のご契約となりますので、予めご承知のうえ、ご利用ください。●月額レンタル料の他に、初月のみ基本料、搬入搬出費用、工事費等が別途かかります。●レンタル中の物品を無断で納品場所以外へ移動することは出来ません。●レンタル中の物品を著しく毀損、汚損された場合には、代替物品相当額ないし修理代をお支払い頂く場合があります。●お申込み条件等によっては、ご利用をお受けできない場合があります。

本サービスに関するお問い合わせは
コーユーレンティア株式会社 法人営業部

03-6758-3510（受付時間 **9:00～17:00**）
土日祝日およびコーユーレンティア株式会社の休業日を除く

家具・備品レンタルサービス約款（アスクルユーザー向け）

第１条（総則）
１ 本約款は、コーユーレンティア株式会社（以下「賃貸人」という）が提供する家具・備品レンタルサービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めたものであり、本サービスの利用にあたり、利用者（以下「賃借人」という）は本約款に予め同意するものとします。
２ 本約款に基づき賃貸人と賃借人が締結する契約を以下「本契約」といいます。なお、賃貸人および賃借人との間で本契約とは別に書面による合意（以下「別途契約」という）がなされた場合、および注文書等において本契約と異なる条件を定めた場合は、別途契約もしくは当該注文書等が優先するものとします。

第２条（レンタル物件）
賃貸人は、賃借人に対し、注文書記載の本サービスによるレンタル物件（以下「物件」という）を賃貸し、賃借人はこれを賃借します。物件の所有権は全て賃貸人に帰属します。

第３条（対価および支払方法）
１ 賃借人は賃貸人に対し、以下の条件に従い物件のレンタルの対価を支払うものとします。但し、賃貸人が事前に承諾した場合は、支払条件について別に定める条件によることができます。
(1)初期費用（ 物件ごとの基本料金および物件の運搬・設置等に関する費用）：契約開始月一括払い
(2)月額レンタル料金：毎月支払い
２ 賃借人は賃貸人に対し、賃貸人からの請求書記載の月額レンタル料金を請求書記載の支払期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振込む方法により支払います。なお、その際の振込手数料は賃借人の負担とします。

第４条（契約期間および中途解約）
１ 本契約の契約期間は、注文書においてこれを定めるものとします。
２ 前項の契約期間満了後も賃借人が継続して物件のレンタルを希望し、賃借人が賃貸人に対して本契約の契約期間の終了する１週間前までに延長期間を定めて契約期間延長の申し出を行った場合は、賃借人に本契約の違反がない限り、賃貸人および賃借人は本契約を延長するものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とします。
３ 賃借人は、賃貸人との間に特別な定めがない限り、本契約を有効期間中に解約することはできません。
４ 本契約は、2ヶ月未満の契約期間とすることはできません。なお、本契約が2ヶ月未満で解約される場合であっても、その理由の如何を問わず、賃借人は前条に定める初期費用および本契約の開始から2ヶ月分の月額レンタル料金の支払いを免れることはできません。

第５条（物件の引き渡し）
賃貸人は、物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとします。

第６条（担保責任）
１ 賃借人が賃貸人に対して物件の引き渡しを受けた後２日以内に物件の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引き渡されたものとします。
２ 賃貸人は賃借人に対して、引き渡し時において、物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性または、賃借人の使用目的への適合性その他については担保しません。

第７条（担保責任の範囲）
１ レンタル期間中、賃借人の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、物件が正常に作動しない場合、賃貸人は物件を修理しまたは取り替えます。
２ 前項の物件の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、賃貸人は本契約を解除することができます。
３ 賃貸人は、物件が正常に作動しないことに関し、前項に定める以外の責を負いません。

第８条（物件の使用保管）
１ 賃借人は物件を善良な管理者の注意を以って使用、保管し、この使用、保管に要する費用は賃借人の負担とします。
２ 賃借人は賃貸人の書面による承諾を得ないで次の行為はできません。
①物件の譲渡、転貸、改造をすること。
②物件を第５条所定の設置場所以外に移動すること。
③物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること。
④物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
３ 賃借人は、物件が他からの強制執行その他の法律的あるいは事実的な侵害を被らないようにこれを保全するとともに、仮にそういう事態が発生した時は直ちにこれを賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。
４ 前項の場合において、賃借人は、賃貸人が物件保全のために必要な措置をとった場合、その一切の費用を負担します。
５ 物件の占有中、賃借人は、物件自体またはその設置・保管・使用によって第三者に与えた損害を賠償し、賃貸人は何らの責任を負いません。

第９条（使用地域の範囲）
１ 賃借人は、物件を日本国内においてのみ使用します。
２ 賃借人は、賃貸人による事前の承諾のない限り、物件を日本国外へ移動することはできません。なお、賃借人が賃貸人の事前承諾を得て物件を日本国外へ移動する場合、賃借人は日本および輸出関連諸国の輸出関連法規に従うものとします。
３ 賃借人が物件を日本国外へ移動する場合、第７条第１項および第１１条は適用されないものとします。

第１０条（物件の使用管理義務違反）
賃借人が自己の責による事由に基づき、物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ）毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）または汚損した場合は、賃借人は賃貸人に対して代替物件（新品）の購入代価相当金額、または物件の修理代を支払います。賃貸人にその他の損害があるときは賃借人はこれを賠償します。この場合、賃借人は物件の使用の可否にかかわらず、本契約の終了月までは、月額レンタル料金の支払義務は免れません。

第１１条（保険）
１ 物件には賃貸人が動産総合保険を付保します。
２ 物件に保険事故が発生した場合は、賃借人は直ちに、その旨を賃貸人に通知するとともに、賃貸人の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。
３ 賃借人が前項の義務を履行した場合は、賃借人が賃貸人に賠償しなければならない第１０条、第１４条の金額について、賃貸人の受取保険金の限度で、その義務が免除されます。但し、賃借人が第2 項の通知義務・交付義務を怠り、または物件の滅失・毀損について故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第１２条（秘密の保持）
１．賃貸人および賃借人は、本契約に関連して知り得た相手方のすべての情報（個人情報も含む）を秘密として厳重に管理するものとし、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本契約履行の目的以外に使用し、または第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。
２．前項に基づく義務は、本契約終了後も引続きその効力を有するものとします。

第１３条（契約違反等による解除）
賃借人が次の各号の一つに該当するに至った場合は、賃貸人は催告をしないで本契約を解除することができ、この場合賃貸人に損害があるときは賃借人はこれを賠償します。
①賃借人が月額レンタル料金の支払を１回でも遅滞したとき、その他本契約に違反したとき。
②賃借人の営業の休廃止、解散。
③賃借人が他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申立があったとき。
④前三号の他信用状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
⑤賃借人が支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。
⑥賃借人の営業が引き続き不振であり、または、賃借人の営業の継続が困難であると賃貸人が認めたとき。

第１４条（物件の返還）
１ 賃借人は、賃貸人に対して本契約の期間終了日に物件を賃貸人の指定する場所に返還します。但し、本契約の解約、解除がなされた場合は、賃借人は即日物件を前記により返還します。
２ 物件にデータ（電子的情報）が記録されている場合、賃借人は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して賃貸人に返還します。万一、残存したデータの漏洩等により、賃借人および第三者に損害が発生した場合も、賃貸人は一切責任を負わないものとします。
３賃借人の責に帰すべき事由により物件を滅失または紛失し、物件を返還期限に賃貸人に返還できないとき、あるいは毀損または汚損した物件を返還したときは、賃借人は賃貸人に対して、物件についての損害賠償として第１０条による額を支払います。

第１５条（物件返還の遅延の損害金）
賃借人が、賃貸人に対して物件の返還をなすべき場合、賃借人がその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還の完了日まで、月額レンタル料金相当額の損害金を賃貸人に支払います。この場合、損害金の計算については、１ヵ月単位で計算し、日割り計算をしません。

第１６条（遅延利息）
賃借人が本契約による金銭債務の履行を遅延した場合は支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を支払います。

第１７条（不可抗力）
天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他賃貸人の責に帰することのできない事由に起因する本契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、賃貸人は何らの責をも負担しないものとします。

第１８条（賃借人の通知義務）
物件が修理を要し、または物件について権利を主張する者があるときは、賃借人は遅滞なく、これを賃貸人に通知しなければなりません。

第１９条（本約款の改定）
賃貸人は、必要に応じて本約款を随時改定することができるものとします。賃貸人が本約款を改定した場合は、賃貸人所定の方法により賃借人に通知するものとします。

第２０条（複合機レンタルに関する特約）
複合機のレンタルにかかる条件は、本約款の他、別紙特約事項においてこれを定めるものとします。

第２１条（消費税等の負担）
消費税は、賃借人の負担とします。消費税額は本契約の成立日の税率により計算したものとし、消費税額が増額された場合には、賃借人は賃貸人の請求により、直ちにその増額分を賃貸人に支払うものとします。

第２２条（裁判管轄）
賃貸人および賃借人は本契約に基づく紛争について、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所をとすることに合意します。

以上